



佐賀県公報

平成19年
11月16日
(金曜日)
第 12983号

○規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県規則第八十三号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則

（昭和三十四年佐賀県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

三十八 佐賀県西部広域環境組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（平成十九年佐賀県告示第六百二十号）第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

- 公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（規則第八三号）
 - 1 佐賀県西部広域環境組合の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。
 - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 公布された規則のあらまし
- 公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（規則第八三号）
 - （八三・市町村課）一
 - （六一六・畜産課）一
 - （六一七・森林整備課）二
 - （六一八・道路課）二
 - （六一九・”）二
 - （六二〇・市町村課）三
 - （情報・業務改革課）四
 - （建築住宅課）六
- 佐賀県インターネット系サーバー等更新に係る機器設備の借入れ
 - （情報・業務改革課）四
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
 - （建築住宅課）六

○佐賀県告示第六百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病に係る届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	摘要
ヨーネ病 患畜	平成十九年十一月五日	武雄市	一頭	牛（肉用種）	

●佐賀県告示第六百十七号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六十四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六十四号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嬉野市塩田町大字久間字提の浦甲四七三九、甲四七四〇、甲四八四五の一、甲四八四五の二、甲四八五五の一、甲四八五六、甲四八五七、甲四八六〇、甲四八六二の一、甲四八六二の二、甲四九〇七、甲四九一一、甲四九一三、甲四九四七、甲四九五〇、甲四七三九地先・甲四七四〇地先・甲四八四五の一地先・甲四八四五の二地先・甲四八四九地先・甲四八五一地先・甲四八五九地先・甲四八六〇地先・甲四八六一地先

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 四 指定の有効期間
 三年

●佐賀県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十一月十六日から平成十九年十二月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

一般国道 二〇七号		道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
前	後	変更前 後の別	幅員	延長
			メートル	メートル
一六・〇	三一・二	一六・〇	二七三・五	二七三・五

●佐賀県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年十一月十六日から平成十九年十二月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字高津原字横沢竈四〇六九番二地先からまで	平成一九・一一・一六

◎佐賀県告示第六百二十号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により、佐賀県は、一部事務組合の公平委員会の事務を二の規約の定めるところにより受託する。

平成十九年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 佐賀県西部広域環境組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（関係地方公共団体及び委託事務の範囲）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、佐賀県西部広域環境組合は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程（以下「規則等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は佐賀県西部広域環境組合が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と佐賀県西部広域環境組合管理者が協議して定める。

（規則等の制定改廃）

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を佐賀県西部広域環境組合に通知し、佐賀県西部広域環境組合は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

（連絡会議）

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

（その他必要な事項）

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と佐賀県西部広域環境組合管理者が協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行する。

2 佐賀県西部広域環境組合管理者は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が佐賀県西部広域環境組合に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

○ 入札

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成19年11月16日

取支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長

志 波 幸 男

電話 0952-25-7390

FAX 0952-25-7299

- (1) 契約名 佐賀県インターネット系サーバ等更新に係る機器設備賃貸借契約

(2) 契約物品の仕様 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成20年3月1日から平成24年11月30日まで(57か月)

(4) 納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

(5) 予算額(債務負担行為限度額) 73,615千円

- 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 入札の日の6か月前から入札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

- (6) 過去3年間に同種業務の実績があること。

- (7) 当該物品の納入後、保守サービスを提供することができる者であること。

3 入札手続きに関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課 ネットワーク担当(新行政棟5階)

E-mail jouhou-gyomu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法

佐賀県ホームページに掲載。(URL : <http://www.pref.saga.lg.jp/>)

イ 交付期間

平成19年11月16日(金)から平成19年11月26日(月)まで

(3) 入札に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出

期限までに、別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで持參又は郵送すること。

イ 提出期限 平成19年11月26日(月)午後5時

(郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着のこと。)

(4) 入札参加資格の確認

3の(3)で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。なお、入札参加資格の確認結果は、平成19年11月30日(金)までに通知する。

また、通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成19年12月7日(金)までに(1)の担当課に書面で請求することができる。

(5) 入札者の資格の喪失

	<p>入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとする。</p> <p>ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。</p> <p>エ その他本件貸借契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事が発生したとき。</p>
(6) 入札の日時及び場所	<p>ア 日時 平成19年12月26日(水) 午後1時30分</p> <p>イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟92号会議室(新行政棟9階)</p> <p>ウ 入札方法 持参又は郵送によること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成19年12月26日(水)午後1時までに必着とする。</p>
(7) 入札保証金及び契約保証金	<p>ア 入札保証金</p> <p>入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第1項の規定に基づき、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、佐賀県財産規則第103条第2項第1号に該当する場合は納入を免除する。</p>
(8) 入札の無効	<p>イ 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、予定額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項第1号に該当するときは納付を免除する。</p>
(9) 入札方法に関する事項	<p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを持出した者</p> <p>エ 入札保証金が上記3の(7)に規定する金額に達しない者</p> <p>オ 一人で二以上の入札をした者</p> <p>カ 代理人でその資格のない者</p> <p>キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者</p>
(10) 入札の撤回	<p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを持出した者</p> <p>エ 入札保証金が上記3の(7)に規定する金額に達しない者</p> <p>オ 一人で二以上の入札をした者</p> <p>カ 代理人でその資格のない者</p> <p>キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者</p>
(11) 入札の中止	<p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを持出した者</p> <p>エ 入札保証金が上記3の(7)に規定する金額に達しない者</p> <p>オ 一人で二以上の入札をした者</p> <p>カ 代理人でその資格のない者</p> <p>キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者</p>
(12) 落札者の決定方法	<p>ア 本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であつて予定価格の105分の100を乗じて得た額の範囲内で最</p>

<p>低の価格をもつて申し込みをしたものを契約の相手方とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(13) 再度入札に関する事項</p> <p>各人の入札のうち予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。</p> <p>再度入札は3回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。</p> <p>(14) 契約条項を示す場所</p> <p>3の(1)に同じ</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報 その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。</p> <p>(4) 談合情報があつた場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。</p> <p>(5) 談合情報どおりの開札結果となつた場合は談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。</p> <p>(6) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、佐賀県財務規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の定めるところによる。</p>
--

<p>則（平成7年佐賀県規則第64号）の定めるところによる。</p> <p>(7) この、調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject Matter of the Contract : Letting and hiring of equipment relating to the update of such things as the Saga Pref. Internet system servers.</p> <p>(2) Fulfillment Period : From day of the contract through November 30, 2012</p> <p>(3) Bid Description Posting Date : Download from the Saga Prefecture Website at http://www.pref.saga.lg.jp/ (Available November 16, 2007 to November 26, 2007).</p> <p>(4) Date and Time for Opening Bids and Tenders : The tenders meeting will begin promptly at 1:30 p.m. on December 26, 2007. If sending the tenders by mail, they must be received by 1:00 p.m. on December 26, 2007.</p> <p>The meeting for the opening bids will begin promptly at 1:30 p.m. on December 26, 2007.</p> <p>(5) For More Information, Contact : Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarters, Saga Prefectural Government 1-1-59 Jounai, Saga City, Saga Prefecture, Japan 840-8570 Tel 0952-25-7390 Fax 0952-25-7299</p> <hr/> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。</p>

平成19年11月16日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
20	神埼市神埼町枝ヶ里字一本松 81番4、81番7、90番2、91 番6、91番8及び92番3並び に字三本松292番9	平成19年 11月5日	5.50~ 6.62	123.18

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十一月十六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷